

建物で、2時期にわたる遺構であるということである。P263・P293の底面には、柱を固定し、動かないようにするための根がらみが、出土しているように、これらが主たる建物の柱穴跡であろう。また、後述するようにSB11も周溝内にあるが、この2つの建物と軸方位が大きくずれており、2号円形周溝状遺構と異なる他の単位の遺構群の掘立柱建物と考えたほうが自然であろう。よってB群の遺構群は、2号円形周溝状遺構に伴う時期の遺構として、道端 - 2期に帰属する遺構とする。

#### C群

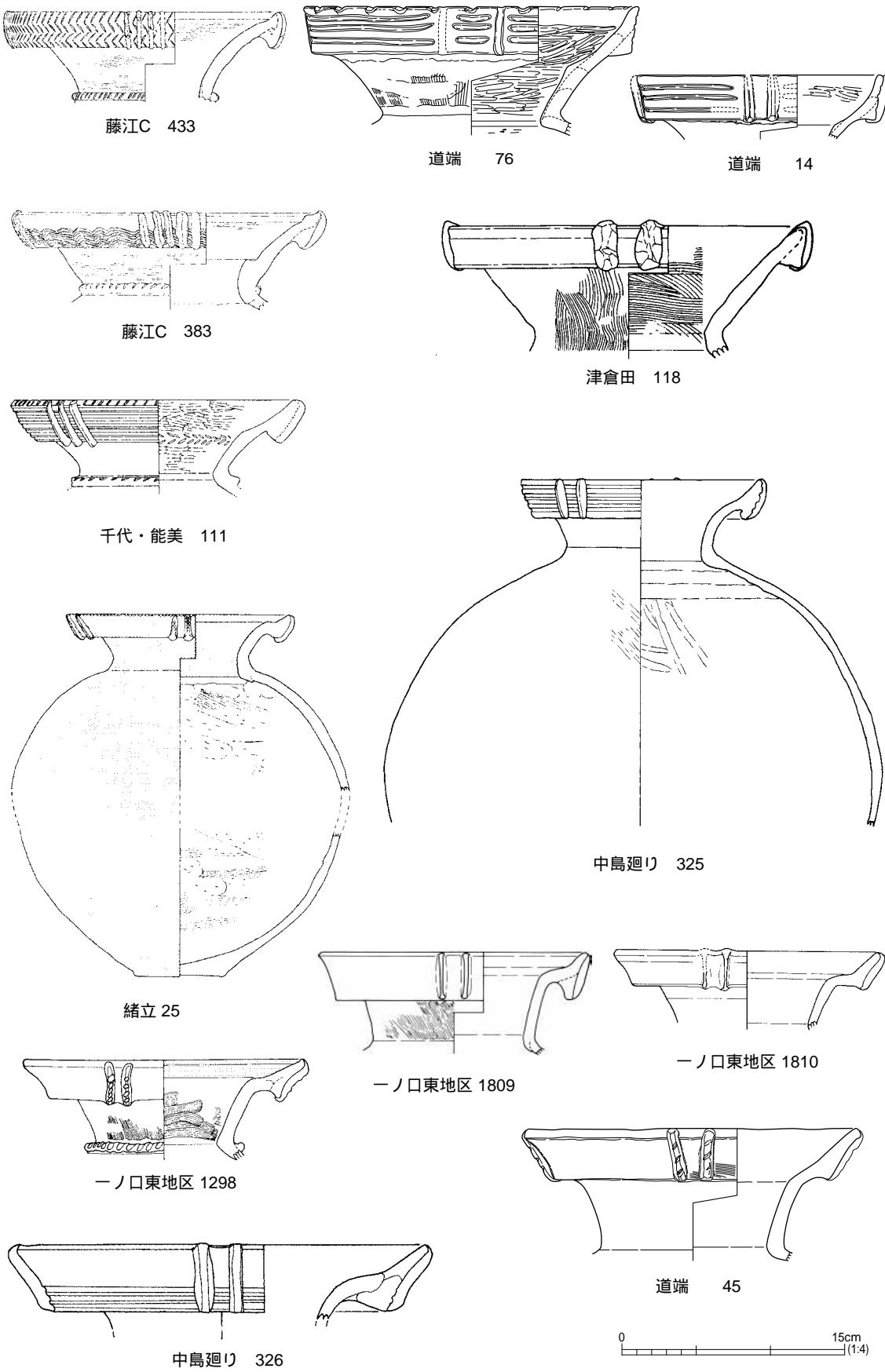
SB9・11・13・SX505がC群の遺構群である。これらは、長軸、短軸いずれかの軸の方位が、同一であることが、唯一の根拠であるが、2号円形周溝状遺構に伴う遺構群を取り出し、結果残った遺構群である。SB9と長軸方向が同一のSX505は、床面が、明確でないことなどから竪穴建物と認定しなかったが、床面と想定しえる面に6個のピットが検出され、竪穴建物に準ずる遺構といえる。SB11は、2号円形周溝状遺構の主柱穴と切り合い関係を有するが、新旧関係は、不明である。SB13は、2間×2間の総柱構造の掘り方を持たない打ち込みの掘立柱建物である。この遺構群の分布する2号円形周溝状遺構の南西に当たる23・24R・Sグリッド付近は、古墳時代前期の包含層も残っておらず、牛馬などの耕作による搅乱も激しく、散見される遺物も小破片ばかりで、年代のわかるものはない。C群の遺構群の帰属する時期は、不明であるが、これらの遺構群の検出は、東側調査区外にあるだろう他の遺構の存在をうかがわせる。前述したように、周溝を有する建物跡に伴う遺構群は、その西側・北側に位置していることが、1号・2号円形周溝状遺構とそれに属する遺構群の位置関係から推測できる。このことは、逆にこれらの遺構群の東、もしくは、南東側に周溝を有する建物跡が存在する可能性を示唆するものである。

### 3 壺M類の土師器

今回の調査で判明した、道端期において中心的な位置を占めたであろう1号円形周溝状遺構と1号円形周溝状遺構を軸として半環状に配置される竪穴建物群から出土した土器のなかで、特定の土器を取り扱って述べていきたいと思う。

壺についてはM類(以下道端M類)が出土していて、13・14・75・76・93・94・112・113が挙げられる。今回出土した道端M類の特徴は個々の詳細で述べた通り、ひとつながらに伸びる口頸部内面にゆるやかな山形の帯を貼り付けて突出させ、口頸部内面に二重口縁の内面の形状を作り出していることである。そして道端M類は、SK034を含めた1号円形周溝状遺構の外側の周溝を構成する各遺構間SK001(2・3層)・SK034(3・6層)・SD003(2層)で接合関係が明らかになり、1号円形周溝状遺構について述べる上で重要な位置を占めることとなった。また棒状浮文を有する45( SD003・1層出土)も壺M類として取り上げ、類似の土器とともに図示(第24図)した。藤江C[布尾和史・布尾幸恵2002]433、津倉田[ 笹沢・小島1999]118は口頸部の形態がひとつながらで、道端M類の口頸部基本形態に類似性がみられる。藤江C383は口頸部内面に特徴的な段をもつ。実測図からはこの段が粘土帯の貼り付けによるものか不明であるが、蓋などを乗せるための実用的な形態であるように思える。千代・能美[橋本・福海2003]111は、口頸部形態と口頸部の内面処理が道端M類に一番近く、また口唇部に刻みが施されることなどから祖形のひとつとして注目したい。ただし千代・能美111の胴部は下膨れ状を呈すると考えられ、緒立[金子ほか1983]25、中島廻り[小島1991]325にみられる球胴が道端M類の胴部に近い形態であると想像される。45は有段口縁をもつ壺で口縁部に棒状浮文を貼り付けている。縁帯の幅が頸部の長さに比べ短く、通常の有段口縁よ

3 壺M類の土師器



第24図 壺 M 類

り壺M類に近いバランスを備えている。45と類似した形態をもつ土器として一ノ口遺跡東地区 [ 鈴木ほか 1994 ] 1298・1809・1810を図示した。これらの土器は45と等しく口頸部が直線的に段を有し、頸部の外傾角が少なく直立に近い角度になっている。また頸部内面への帯の貼り付けは見られない。

これらを整理すると図示した壺M類を口頸部の形状から大きく3つに分類することができる。

1、 外傾して開く口頸部をもつ。口頸部が一繋がりに連続していて直線的である。頸部が緩く外反するものもこのタイプに含めた。また口径部内面には粘土帯を貼付けて突出させたものがある。藤江C433、津倉田118、千代・能美111、道端M類がこれに相当する。

2、 頸部が直立気味に伸び上方で外反する。曲線的な形状の口頸部をもつ。緒立25、中島廻り325がこれに相当する。

3、 直立気味に伸びる頸部をもつ。頸部は上方で屈曲外傾し水平に近い角度になるものが多く、口縁部との境で再び屈曲する。一ノ口遺跡東地区1298・1809・1810、道端 45がこれに相当する。

今回の調査では遺構の新旧関係や共伴する遺物などからは不明な点が多く、1~3のグループを時期別に並べることは難しい。1~3のグループは同時期に存在した同類のバリエーションであるか、時期差による形態の変化であるのか今後に課題を残すものである。

次に道端M類個々の相違点について触れてみたい。1号円形周溝状遺構から出土した75・76・113はSI3出土の13・14に比べて口径が大きく、また口唇部に刻みが施されている。SI3出土の13・14は、口径が小さいにもかかわらず縁帯の幅は1号円形周溝状遺構出土の道端M類とほぼ同じで、口唇部に刻みが施されていない。これらは小型化と省略を現したひとつの形であると考えられる。そしてこの二つのタイプ（原型とその省略形）は各遺構の性格（祭祀もしくは首長の居住する建物にたいして、一般的な竪穴建物）を反映していると考えられないだろうか。

器台には前代（2段階）の特徴を残すと考えられるD類（11・42）があり、赤彩されたこのふたつの器台はそれぞれ（SD003・SI3）の遺構内でも目立つ存在になっている。この2つの土器は受け部底がほぼ水平で、受け部の形状はほぼ同形である。法量でいえば受け部底の径と器高がほぼ同じである。相違点は11（SI3出土）の口径が小さく、脚高が高いことで、11は42（1号円形周溝状遺構出土）よりスマートな印象を受ける。このことは道端M類における1号円形周溝状遺構と竪穴建物との関係に共通した事柄であり、1号円形周溝状遺構と竪穴建物（SI3）の関係を考える上で大きな手掛かりである。

#### 4 本遺跡の円形周溝状遺構の性格について

円形周溝状遺構をどのような性格の遺構と考えるかについては、大別すると2つの考え方分かれると思う。まず、第一は、周溝墓という規定である。第二は、溝に区画された建物跡という規定である。さらに建物跡と考えた場合にもこの遺構の性格を規定する場合（1）日常生活を営む溝を伴った住居跡で、1単位の住居群の首長などの居住する中心的な建物とするか（2）1単位の住居群の、溝に区画された共同の祭場とするか、という2つの考え方があると思われる。結論から先に述べると、私たちは、当該遺跡の円形周溝状遺構を溝に区画された建物跡と考える。それは、以下の理由による。まず、1号・2号円形周溝状遺構の周溝内区画部に明確な墓坑などの主体部がないことである。SK001、SD027などには、落ち込みもあり、SK034やSK038などの一定の深さを持つ土坑もあるが、人骨などの墓を明示する遺物の出土もなく、SK034やSK038のリン酸分析の結果からも墓と認定できる結果も見出されなかった（第 章3節）。次に、